



2009年度 1月実施  
金融窓口サービス技能検定

# 2級 実技試験

## 金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年1月24日(日)

試験時間 13:30~15:00(90分)

### 注 意

1. 本試験の出題形式は、記述式等4題(16問)です。
2. 筆記用具、計算器具(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
3. 試験問題については、特に指示のない限り、2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月24日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

3月4日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか、当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

— 解答にあたっての注意 —

1. 問題は、【第1問】から【第4問】まであります。
2. 各問の問題番号は通し番号となっており、《問1》から《問16》までとなっています。
3. 解答は、解答用紙に記入してください。
4. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問4》）に答えなさい。

《設例》

X金融機関Y支店の渉外担当者Aは、顧客Wが退職することを知り、投資性のある金融商品の提案を行うことを考えている。以下は、Aと支店長Bの会話である。

A：Wさんとはこれを機に良好な関係を築きたいと思っています。そこで、明朝からWさんに電話と訪問をして、投資性のある金融商品の勧誘をしたいと考えています。

B：期待しているよ。ただ、先日社内のコンプライアンス・セミナーに出席した際に教わったんだけど、一定の金融商品については、不招請勧誘が禁止されているのではないかね。

A：はい。私も社内のコンプライアンス・セミナーで教わりましたが、当店では（ ）などを扱う予定はないので大丈夫です。

（数日後）

B：うかない顔をしてどうしたのだね。

A：先日のWさんのご自宅に電話したところ、平日はご不在のようで、奥様にお話をさせていただいたのですが、どうも反応が芳しくありません。他の金融機関もWさんが退職されることに気付いているみたいで、うかうかしてられません。そこで、Wさんが入社される午前6時前と帰宅される午後11時頃を狙ってご自宅を訪問しようと思っています。しかし、訪問するのは、コンプライアンス上問題があるかもしれませんので、あるいは電話ですませることも考えてみます。

《問1》 金融商品取引法において、下線の不招請勧誘の禁止が規定された背景に関する次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

金融商品取引法においては、従来、(ア)法にのみ規定されていた不招請勧誘の禁止の規定を設け、一定の金融商品について、(イ)の遵守をおよそ期待できないような場合に、(ウ)の観点から機動的に規制の対象にできるよう一般的な枠組みを設けることが適当と考えられた。

- |            |         |        |
|------------|---------|--------|
| 1. ア証券取引   | イ説明義務   | ウ業者保護  |
| 2. ア金融先物取引 | イ適合性の原則 | ウ利用者保護 |
| 3. ア証券取引   | イ適合性の原則 | ウ利用者保護 |
| 4. ア金融先物取引 | イ説明義務   | ウ業者保護  |

《問2》設例の空欄 に入る語句として最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

1. デリバティブ預金
2. 外貨建て預金
3. 通貨オプション組入型預金
4. 外国為替証拠金取引

《問3》 金融商品取引法における不招請勧誘の禁止について、次のうち最も不適切なものはどれか（本問において顧客とは一般投資家のことをいう）。

1. 金融商品取引業者等は、訪問または電話により店頭金融先物取引契約の締結を勧誘することは禁止されているが、ダイレクトメールにより勧誘を行うことは禁止されていない。
2. 不招請勧誘の禁止の対象となる金融商品は、金融商品取引法自体ではなく、政令において定められている。
3. 金融商品取引業者等が、勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった顧客、および勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する顧客に対して、店頭金融先物取引契約の締結を勧誘する行為は、不招請勧誘の禁止の例外とされている。
4. 金融商品取引業者等が、顧客に対して、訪問または電話により店頭金融先物取引契約の締結の勧誘を行ってよいか否かを尋ねることは、不招請勧誘の禁止行為に該当しない。

《問4》 設例における下線 におけるAの発言について、(1) Aの予定している訪問時間帯は適切か否か、(2) 電話であれば許されるというAの発言は適切か否か、それぞれについて結論および理由を挙げて説明しなさい（各120字程度）。

【第2問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問5》～《問8》）に答えなさい。

《設例》

X金融機関Y支店では金融商品販売法に関する勉強会を行った。以下は，講師Aと資産運用相談業務を担当しているBの会話である。

A：金融商品販売法において金融商品販売業者等が説明を義務付けられている「重要事項」の概要について説明してください。

B：（ ）

A：それでは，Bさんが外貨建て預金の販売を担当しているとして，お客様に具体的にどのようなことを説明しなければいけないのでしょうか。

B：（ ）

A：ところで，金融商品販売法上，重要事項の説明義務が免除される場合があったかと思いますが，具体的に2つ挙げてください。

B：（ ）

A：それでは，仮に金融商品販売業者等に説明義務違反があり，顧客に損害が発生した場合，顧客が金融商品販売業者等に対して損害賠償請求するにあたって，民法の不法行為責任を追及する場合と比較して，金融商品販売法で説明義務が明文化されていることのメリットはどのような点にあるのか説明してください。

B：（ ）

《問5》 設例の空欄 に入る回答として，次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして，次のうち最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

金融商品販売法が規定する「重要事項」は，(1)金利，通貨の価格，金融商品市場における相場等の変動（（ア）リスク）や，金融商品販売業者等や株式・社債等を発行する企業の業績や財産の状況の変化（信用リスク）によって，金融商品について元本欠損もしくは当初元本を上回る損失が発生するリスクがある場合にはその旨およびその原因となる指標や対象者，事由，そのようなリスクを生じさせる（イ）のうち重要な部分と，(2)金融商品に関する権利行使期間の制限または（ウ）の制限があるときはその旨の2つに大きく分類することができます。

- |        |         |        |
|--------|---------|--------|
| 1. ア取引 | イ取引の仕組み | ウ契約の解除 |
| 2. ア市場 | イ取引の仕組み | ウ契約の解除 |
| 3. ア市場 | イリスクの内容 | ウ契約の締結 |
| 4. ア取引 | イリスクの内容 | ウ契約の締結 |

《問6》 設例の空欄 に入る回答として、次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

まず、外貨建て預金の信用リスクについて、外貨建て預金の受入銀行が破綻し、預金に係る利息や元本を支払えなくなるリスクについて説明する必要があります。また、(ア)リスクについて、説明しなければいけません。為替レートが(イ)方向に進んだ場合には、外貨建て預金の円換算額が下落し、元本割れする可能性があります。なお、円建て普通預金については、(ア)リスクについて説明する必要がありませんが、銀行破綻時の信用リスクに関して、(ウ)が適用されるか否かおよび適用される場合の保護範囲につき説明を行わなければなりません。

- |           |     |          |
|-----------|-----|----------|
| 1. ア為替変動  | イ円高 | ウ預金保険    |
| 2. アカントリー | イ円安 | ウ預金保険    |
| 3. アカントリー | イ円高 | ウ投資者保護基金 |
| 4. ア為替変動  | イ円安 | ウ投資者保護基金 |

《問7》 設例の空欄 に入るBの回答について、その内容を2つ挙げて簡潔に記述しなさい。

《問8》 設例の空欄 に入る回答として、次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

民法に基づく不法行為責任を追及する場合には、(1)金融商品販売業者等の故意または過失による行為であること、(2)当該行為と損害との間の(ア)、(3)損害額を、顧客側が立証しなければなりません。これに対して、金融商品販売法においては、金融商品販売業者等に、故意または過失がなくても法定の説明義務に違反したことで責任は発生し、当該説明義務違反と顧客の損害との間の(ア)、および損害額について(イ)規定が設けられたことにより、顧客側の立証責任が(ウ)されます。

- |          |     |     |
|----------|-----|-----|
| 1. ア因果関係 | イ証明 | ウ加重 |
| 2. ア原因関係 | イ証明 | ウ軽減 |
| 3. ア原因関係 | イ推定 | ウ加重 |
| 4. ア因果関係 | イ推定 | ウ軽減 |

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問9》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

X金融機関Y支店の窓口にて、B（男性）が来店し、資産運用相談担当者Aが対応した。Bは退職後の資産運用について相談したいとのことである。Bは、現在3,000万円ほどの金融資産を保有しているが、そのうちの一部を収益性の高い金融資産に振り分けたいと考えている。Aは、Bについて、以下のような情報を得ている。

〔Bに関する情報〕

- ・生年月日：昭和25年8月8日生まれ（59歳）
- ・職業：食品会社勤務
- ・家族構成：妻（58歳・専業主婦）と長男（30歳・会社員）。長男はすでに独立して生計を立てている。
- ・自宅は持ち家で、住宅ローン等の借入金はない。
- ・ライフイベントに伴う大きな出費予定は、当面ない。

〔Bの保有金融資産の内訳〕

X金融機関Y支店	スーパー定期預金（1年）	500万円
	スーパー定期預金（5年）	1,500万円
ゆうちょ銀行	定額貯金	1,000万円

B名義の保有金融資産は、上記のとおり3,000万円ある。

上記の他に、X金融機関Y支店に普通預金が100万円ほどあるが、公共料金等の決済用口座として利用しているため、運用には含めない。

〔Bの退職後の投資スタンス・意向等〕

- ・Bは60歳の誕生月に退職予定であり、退職金は税引後1,800万円である。
- ・退職後は夫婦二人で趣味の旅行などを楽しみたいと思っている。退職後の年金収入は、月額22万4,000円ほどになる見込みであり、退職後の生活費は月額38万円程度必要であると考えている。
- ・80歳過ぎまで健康に過ごすことを前提に、金融資産の元本を取り崩さずに配当や利息収入等で生活費に足りない分を補充できればいいと考えている。
- ・資産の一部は、長期保有を前提に、国内株式や外国債券といった定期預金以外の収益性の高い金融商品にも投資したいと考えている。

《問9》 Bは「退職後、毎月の生活費は38万円ほど必要と思われるので、年金収入(月額22万4,000円)との不足額(月額15万6,000円)は、金融資産の運用によって補いたい」と考えている。Bの退職金を含めた金融資産合計額は約4,800万円となる。仮にAがBに提案する金融商品の期待収益率が[表1]のとおりであるとし、不足額(月額15万6,000円)を補うための金融資産の目標利回りを年利3.9%とした場合、ちょうどこの利回りとなるポートフォリオ(金融商品の組合せ)として、[表2]の空欄ア、イに入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。なお、各金融商品における税金・手数料等は、考慮しないものとする。

[表1] 各金融商品の期待収益率

	期待収益率
金融商品甲	8%
金融商品乙	4%
金融商品丙	1.5%
金融商品丁	0.5%

[表2] 各金融商品の組入れ比率

	組入れ比率
金融商品甲	(ア)%
金融商品乙	(イ)%
金融商品丙	10%
金融商品丁	30%

1. ア10      イ50
2. ア20      イ40
3. ア25      イ35
4. ア30      イ30

《問10》 AはBに対して、まず個人向け国債の購入を提案しようと考えている。個人向け国債の購入および中途換金について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 個人向け国債(変動金利型・10年)の金利は、基準となる10年固定利付国債の実勢金利から0.80%を差し引いて決定されるが、金利の下限はない。
2. 個人向け国債(固定金利型・5年)の金利は、基準となる5年固定利付国債の実勢金利から0.05%を差し引いて決定されるが、金利の下限は、0.05%となっている。
3. 個人向け国債(固定金利型・5年)は、原則として、購入後1年を経過すれば、いつでも額面金額で換金できるが、額面金額から2回分の税引前利子相当額×80%が差し引かれる。
4. 個人向け国債(変動金利型・10年)を購入後、第2期利子支払日以後に中途換金した場合の換金手取金額は、額面金額 - 直前2回分の各利子(税引前)相当額×80%となる。

《問11》 Aは、Bが外貨による運用に興味を示したので、外貨建て定期預金を勤めることにし、Bは当該外貨建て定期預金を購入した。仮に以下の条件でBが購入した外貨建て定期預金を満期日に解約した場合、満期時受取額（円建て）から預入時の預金元本（円建て）を差し引いた金額はいくらになるか計算しなさい（計算過程を示すこと。なお、計算にあたっては、次の点に注意すること）。

（注1）適用利率、付利単位は、以下の条件のものを使用すること。

（注2）利息額、税額とも円未満切捨てとする。

（注3）答がマイナスとなるときは の記号を付すこと。

・元本金額	50,000米ドル
・預入日	平成20年9月25日
・満期日	平成21年9月25日
・利率	年0.25%（1年を365日として計算すること）
・付利単位	1米ドル
・預入日 T T S	101円 / 米ドル
T T B	99円 / 米ドル
・満期日 T T S	92円 / 米ドル
T T B	90円 / 米ドル
・税区分	課税扱いとし、税率は現行税率で計算すること。なお、計算の際には、税引前利息額を円建てにした金額により、税金額を算出すること。

#### 参考式

満期時受取額 = 払戻し時の預金元本 + {預金利息 - (預金利息に対する所得税 + 預金利息に対する住民税)}

円貨に換算して計算すること。

《問12》 Aは、Bが投資信託にも興味を示したので、X金融機関が取り扱っている投資信託のパンフレットを数種類示したところ、Bから、「投資信託を購入したいが、種類が多くてよくわからないので、X金融機関で一番売れている毎月分配型の外国債券に投資する投資信託を購入したい」との申出を受けた。そのため、AはBに対して、当該投資信託の説明をすることとした。この場合において、金融商品取引法における行為規制遵守の観点から、Bに説明する際に留意すべき点、および 当該投資信託において想定される主なりスクの内容として、Bに説明すべき事項を、それぞれ記述しなさい（各120字程度）。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問16》）に答えなさい。

《設 例》

金融機関Y支店の窓口を訪れた顧客A（事業者でない）に対して、同支店の資産運用相談担当者Bが対応した。Aの来店目的は、退職金の運用相談であったことから、Bは現在Y支店で推奨している投資信託の勧誘を行おうと考えている。

《問13》 BがAに対して行った勧誘行為が、金融商品取引法上禁止されている「断定的判断の提供等」に該当するか否かに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. BはAに対して、勧誘する投資信託の過去の分配実績が良好だったことから、「この投資信託は、過去3年で平均年率7%の分配実績があります。今後も少なくともこの水準の分配が続きます」と説明した。これは「絶対に」や「確実に」といったフレーズを使った説明ではないので、断定的判断の提供等には該当しない。
2. BはAに対して、勧誘する投資信託の過去の運用実績を示して、「今後、基準価額は上昇傾向に転じると期待されています。ただし、この予測は一つの見方にすぎません」と説明した。これはあくまで予測であることを断ったうえでの説明であるので、断定的判断の提供等には該当しない。
3. BはAに対して、勧誘する投資信託の過去の運用実績を示して、「今後、基準価額は確実に上昇傾向に転じます」と説明した。結果として、Aが当該投資信託を購入しなかった場合は、当該説明は、断定的判断の提供等には該当しない。
4. BはAに対して、勧誘する投資信託の過去の運用実績を示して、「今後、基準価額は確実に上昇傾向に転じます」と説明した。仮にAが投資経験の豊富な顧客であった場合は、当該説明は、断定的判断の提供等には該当しない。

《問14》 金融商品取引法で規定する「断定的判断の提供等の禁止」について、次の文章の空欄ア～ウに入る語句の組合せとして、最も適切なものはどれか。1～4のなかから選びなさい。

金融商品取引法においては、金融商品取引業者等またはその役員・使用人は、顧客に対し、(ア)事項について断定的判断を提供して、金融商品取引契約の締結の勧誘をしてはならないと規定している。

設例において、BがAに対して、日本株に投資する株式投資信託を勧めるにあたって、「今後、間違いなく日経平均株価は1万円台を回復して上昇します」と告げて断定的判断を提供して勧誘した結果、Aは当該株式投資信託を購入したが、その後、日経平均株価は1万円台を回復して上昇した場合、Bの説明については、断定的判断(イ)。また、当該株式投資信託の基準価額が上昇したにもかかわらず、結果として、Aが当該株式投資信託を購入しなかった場合、禁止行為に(ウ)。

- |          |                |            |        |
|----------|----------------|------------|--------|
| 1. ア不確実な | イが的中したので       | 禁止行為に該当しない | ウ該当しない |
| 2. ア不確実な | イの的中の有無にかかわらず、 | 禁止行為に該当する  | ウ該当する  |
| 3. ア重要な  | イが的中したので、      | 禁止行為に該当しない | ウ該当する  |
| 4. ア重要な  | イの的中の有無にかかわらず、 | 禁止行為に該当する  | ウ該当しない |

《問15》 金融商品取引法で規定する「不確実な事項について、確実であると誤解させるおそれのあることの告知(以下「誤解させるおそれのあることの告知」)の禁止」上問題となる行為として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 株式市場の将来の見通しなどについて、プロのアナリストの見解を伝える場合において、「そのアナリストの見解にしたがって投資判断する投資家が多い」などそのアナリストを過度に宣伝することは、「誤解させるおそれのあることの告知の禁止」に該当する可能性がある。
2. 「誤解させるおそれのあることの告知」には、表現が曖昧もしくは、言っていることが真実であっても、告知の仕方が不適切であり、通常の人を受けた場合に他の意味に解しやすい告知も該当する。
3. 「誤解させるおそれのあることの告知」には、投資判断の決定に必要な事項を欠く場合は含まれない。
4. 「誤解させるおそれのあることの告知」の方法は、口頭に限らず、文書等による伝達手段も含まれると解されている。

《問16》 設例において、BがAに対して、「断定的判断の提供等」を行った場合、金融商品取引法、金融商品販売法、消費者契約法それぞれにおいてどのような効果が生ずるのかを簡潔に記述しなさい(各50字程度)。